

# 目白大学・目白大学短期大学部における研究倫理方針

平成29年3月31日

目白大学学長裁定

目白大学短期大学部学長裁定

## 1. 目的

目白大学・目白大学短期大学部は、「目白大学・目白大学短期大学部学術研究倫理憲章」に基づき、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的方針をここに定める。

## 2. 定義

本研究倫理方針における研究者は、本学に所属する教員の他、学部生、大学院生・研究生及び研究員等、本学で研究活動に関わるすべての者を指す。

## 3. 研究者の態度

- ① 研究者は、福祉の増進、平和で自由・平等な社会の発展を念頭においた研究活動を行わなければならない。
- ② 研究者は、専門的活動の中で関わり合う人々の不利益やリスクを予見し回避するために細心の注意を払わなければならない。
- ③ 研究者は、自己の専門性を高め、絶えず自己研鑽に励まなければならない。
- ④ 研究者は、自己の専門的知識の限界を認識し、自己の専門性を超える問題について、研究協力者等の利益のために必要と考えられる場合には、適切な分野の他の専門家に相談する。
- ⑤ 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- ⑥ 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。
- ⑦ 研究者は、自らの良心と信念に従って誠実に研究を遂行し、不当な圧力によって研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

## 4. 研究のための情報・データ等の収集

- ① 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。
- ② 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

## 5. インフォームド・コンセント

- ① 研究者が、人の行動、思想信条、環境、心身等に関する個人の情報・データの提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的・収集方法・危険性について提供者の立場に立って丁寧な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、提供者の明確な同意を得なければならない。
- ② 臨床実践研究に携わる者は、実践研究に先立って援助対象者に、援助内容・期間・目標・リスク・対価・双方の責任と義務などについて十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、同意を得なければならない。

## 6. 個人情報の保護

研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

## 7. 情報・データ等の利用及び管理

- ① 研究者は、研究成果の発表とは研究活動で得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、研究者コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることであることを認識し、研究データを適切に保存・管理しなければならない。
- ② 前項の研究成果に係る資料は、研究期間終了後5年間は保存しなければならない。ただし分野の特性により他に保存期間が定められている場合は、その保存期間によるものとする。
- ③ 研究成果に係る資料の保存については、研究成果の第三者による検証可能性を確保できる方法により実施するものとし、他に保存方法が指定されている場合は、それに従うものとする。
- ④ 研究成果に係る研究データは、第三者から求めがあった場合に開示しなければならない。
- ⑤ 保存期間中に、研究者の故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失によって、不正行為の疑義を払拭できない事態を生じた場合の責任は、当該研究者に帰属するものとする。

## 8. 研究成果発表の規準

- ① 研究者は、関係者の権利保護等の合理的な理由により公表に制約がある場合を除き、研究成果を社会に還元するため、公表しなければならない。
- ② 研究者は、研究成果の発表にあたっては、先行研究を精査し尊重すると共に、他者の知的財産権を侵害してはならない。
- ③ 研究成果発表における次の不正行為は、絶対にこれをしてはならない。
  - 一 捏造（存在しないデータの作成）
  - 二 改ざん（データの変造、偽造）

三 盗用（他人のデータ・アイデアや研究成果等を適切な引用無しで使用）

- ④ 研究成果の発表にあたっては、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者を著者とする。
- ⑤ 企業等との産学官連携活動による研究結果の発表にあつては、利益相反の有無を明示しなければならない。

## 9. 研究費の取扱

研究者は、研究費の源資が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、寄付金等に由来することに常に留意し、法令、本学の関連規則や規程、当該研究費の使用規定等を遵守し、研究費を適正に使用しなければならない。

## 10. 他者の業績評価

- ① 研究者が審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価に関わるときは、評価基準、審査要綱等に従い、自己の良心と信念に基づき評価しなければならない。
- ② 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

## 11. 目白大学・目白大学短期大学部の責務

- ① 本学は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び倫理教育を実施する。
- ② 本学は、教員以外の研究者に対する研究倫理教育について、適切な機会を設けて実施するものとし、研究者倫理に関する基礎的素養が習得できるように配慮する。
- ③ 本学は、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。
- ④ 本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情や相談等に対応するものとする。
- ⑤ 前項の目的を達成するため、学内に「学術研究倫理委員会」を設置する。
- ⑥ 学術研究倫理委員は「目白大学・目白大学短期大学部研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程」に定める。

以上